

第1 監査の対象

文化スポーツ部（文化・生涯学習課、道風記念館、味美・高蔵寺・南部・西部ふれあいセンター、中央・知多・鷹来・坂下公民館、青年の家、東部市民センター、スポーツ課、図書館）

第2 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月28日まで

第3 監査の方法

令和2年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

ア 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

イ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

ウ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産の安全管理は法令に適合し、適切に維持管理されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は、適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

文化スポーツ部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。

春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定されたい。
(道風記念館、青年の家)

(2) 支出に関する事務

ア 補助金の交付事務が適切でなかったもの

春日井市文化振興補助金の交付事務において、補助金の額を確定する際、春日井市文化振興補助金交付要綱に定められた端数処理を行わなかったことにより過払いとなっていた。

補助金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則及び当該要綱に基

づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。

(文化・生涯学習課)

イ 支払い事務が適切でなかったもの

東部市民センターホール舞台・音響・照明業務委託（単価契約）について、月ごとの実績件数の確認不足により、令和2年12月及び令和3年2月の実績件数と支払額に不整合があった。

単価契約については実績件数により支払額が確定することから、支払いに当たっては、春日井市会計規則等に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。

(東部市民センター)

(3) 契約に関する事務

ア 施設修繕の完了確認が適切でなかったもの

施設修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものが見受けられた。

契約の適正な履行を確認するため、春日井市契約規則等に基づいた事務処理を徹底されたい。

(道風記念館、味美・南部ふれあいセンター、鷹来公民館)

(4) 財産管理等に関する事務

ア 行政財産目的外使用の許可手続が適切でなかったもの

施設の使用を許可された者の通勤用自家用自動車駐車場について、行政財産目的外使用許可に係る手続がなされていなかった。

行政財産の使用許可に当たっては、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務手続を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。

(東部市民センター)

イ 備品管理の事務手続が適切でなかったもの

温水プールの水泳時計システムについて、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。

備品の出納に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(スポーツ課)

ウ 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

落合公園体育館敷地内に設置した物置について、公有財産台帳に登載されていなかった。

公有財産に係る事務に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。(スポーツ課)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 文化・スポーツ分野におけるアフターコロナを見据えた事業の推進に期待するもの(有効性)

令和2年度の文化・スポーツ分野の事業においては、「市民第九演奏会」、「新春春日井マラソン大会」といった本市を代表するイベントや、生涯学習講座「かすがい熟年大学」など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったものがあつた。これらのことは、感染防止対策を含め実施に向けての準備を重ねたものの、参加者等の安全と安心を最優先に考え、感染症拡大防止の観点等から十分に検討がなされて決定されたものと推察する。しかしながら、市民にとっては、文化と触れ合う機会、学習の機会及び日頃の練習の成果を発揮する場が失われることとなつた。

こうした状況の中、市民美術展覧会におけるインターネット上での展示会場の公開、レクリエーションスポーツ祭における予約制の導入及び各種講座における人との距離を十分に確保できる会場への変更など、感染防止のための様々な工夫を凝らした事業が実施、検討されていた。

文化・スポーツの分野では、コロナ禍における活動の制限により、とりわけ、活動を支える人材の育成や指導方法の継承が途切れることが懸念されるため、継続的な事業の実施が必要である。また、文化・スポーツを肌で感じる事が非常に大切であるため、実施会場において実際に鑑賞することや体験することなどができる機会の提供も重要となる。

については、感染症対策を徹底した上での事業実施を前提とする中で、実施会場や回数を増やすことにより参加者の分散を促すなど、対面での実施方法も重視しつつ市民が参加しやすい環境を整え、子どもから高齢者まで幅広い市民が気軽に文化やスポーツに親しむことができる事業の推進を期待するものである。